

【事務費保護単価の特例措置の基準について】

(昭和47年4月3日児企第13号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

平成17年度の保護単価の設定に際して、次に掲げるような事例があり、定員の改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合には、交付要綱の保護単価等の特例措置に関する協議を当省に対して行なうものとする。

- 1 暫定定員を超過して入所措置を行い、その超過期間が連続して3ヶ月を越えるもの、かつ、管内の他の同種の施設も定員をおおむね充足しているもの
- 2 その他明らかに合理的な特殊事情があると認められるもの

【10月計算の適用】

(昭和47年4月22日児企第15号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであり、一律に10月計算を適用することは認められない。例えば、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算は適用しないものとする。

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、事務費保護単価の特例措置の基準2に該当するものとして取扱うこととし、①については、下記のいずれかの計算方式によって差し支えないものとし、また、これに該当する施設は当省の包括承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。

また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとする。

- ①学齢の児童が多いため年度のはじめに特に児童数が減少するなどの理由により、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ②暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷30.4日÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)
×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷ 3年 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

6 平成17年度における障害福祉施設の整備について

平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととして事務を進めているところであり、各都道府県・市においては、各地方厚生(支)局に対して、速やかに関係書類を提出されるよう、ご協力願いたい。

なお、提出が遅れる場合にあっては、当初内示の時期が遅れることとなるので了知願いたい。

平成17年度の新規分については、平成17年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議においても示したとおり、極めて厳しい状況にあることから、平成17年度において緊急性の高い整備が協議されているものと理解しているところであるが特に、入所施設については、真に必要なものに限定することとしていることから、ソフト事業面について、今後、必要な資料を求めることもあるので了知願いたい。

7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者（以下、「事業者」という。）数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、各都道府県・市におかれましては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られますようお願いする。

(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

① 人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等にあつては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合に

よっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

なお、人権侵害等の不祥事が発生した施設については、

- ・ 施設における職員会議や法人理事会が管理者等の一方的な意思の伝達の間場となっているなど実質的に機能していないこと
- ・ 利用者の家族等とのコミュニケーションが希薄であったり、情報公開や第三者評価等の取組が低調であったりすること
- ・ 施設支援計画が形式的には定められているが、その内容に個人差がなく、適時適切に見直しがなされていないこと
- ・ 特定の利用者への支援が特定の職員のみによって行われており、組織として利用者の状態の把握ができておらず、かつ支援目標等が共有されていないこと
- ・ 職員の支援技術の向上のための研修への参加が低調であること
- ・ 苦情解決体制は整備されているが、苦情解決の実績が皆無に近く、実質的に機能していないこと

といった状況が見受けられることから、これらの状況が複数又は単数であっても顕著にあると判断される場合は、例えば、以下のように、指導・監査手法を工夫し、その実態の把握に努めるとともに、問題点を早急に改善するよう重点的な指導を行うことを検討されたい。

また、このような施設においては、一時的に問題点が改善されるのみの場合も考えられることから、継続的に指導を行うよう留意されたい。

【指導・監査手法の工夫（案）】

- ・ 日時を特定せず、指導・監査等を行うこと
- ・ 指導・監査時においては、施設の管理者や法人の責任者だけでなく、個々の職員からも施設全体の運営に当たっての課題や利用者支援における問題がないか意見を聴くこと
- ・ 指導・監査時においては、利用者等の意見を聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、人権侵害防止に関する施設としての考え方、取組状況及びその評価について聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、支援困難者に対する施設としての支援方針、取組状況及びその評価について聴くこと

※ なお、施設の職員や利用者等に意見を聴く場合には、本人の意向を踏まえ、本人に不利益が及ぶことのないよう十分配慮した方法で行うこと

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

③ 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

④ 苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成15年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

（参考）障害者施設の取組み状況

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
身体障害者療護施設	450	441(98.0%)
知的障害者更生施設	1,430	1,394(97.5%)
障害児施設	830	790(95.2%)

※「平成15年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。なお、障害分野における第三者評価基準等については、年度内を目途に通知する予定である。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質の向上を図る観点から積極的に第三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の受審を促すようご指導願いたい。

8. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、一昨年10月の独立行政法人化以来、入所者の地域移行について、積極的に取り組んでいるところである。

入所者の移行先については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところである。実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ・情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組を全国に事例として発言することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っており、その詳細については、ニューズレターを通じて情報提供をしているところであり、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係地方公共団体等との協議を行っているところであるが、さらに、対象を広げ、複数の地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方をお願いしたい。

(2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方お願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域移行セミナー (基礎コース)	3日	300人	高崎シティギャラリー コアホール	平成17年7月 11日(月)～13日(水)
地域移行セミナー (発展コース)	4日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成18年1月 17日(火)～20日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	3日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成17年11月 9日(水)～11日(金)

※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当:山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368 E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

9 平成18年度以降の障害福祉課関係予算について

平成18年度予算要求は、本格的な新法の実施に向けた要求となり、新制度に沿った形となるため、今までの事業を大幅に組み替えることや、予算費目を大幅に組み替えることとしているので、今後は逐次各都道府県・市に情報提供していくとともに、各都道府県・市においても遺漏のないよう留意願いたい。

なお、進行性筋萎縮症者療養等給付事業や居宅生活支援費については、平成18年1月から義務的経費化となり、年度途中において予算費目の変更があることから、交付申請等においても費目を分ける必要が生じる。追って交付要綱を発出することとなるが、各都道府県・市においては、十分に留意の上、事務処理にあたりとともに、管内市町村に対してその旨周知願いたい。

また、平成17年度予算の執行については、厳しい財政状況の中で必要な予算を確保したところであるが、新規事業の協議等にあつては、18年度以降の制度改革なども踏まえ、真に必要な事業が十分に精査されたい。

さらに、平成16年度予算執行にあたっては、各地方自治体において受け入れ未済がないよう、特に注意されたい。

【 参 考 资 料 】

1. 平成17年度支援費基準（案）について

〔主な改正点〕

- 居宅生活支援費については、
 - ① 居宅介護支援費は、身体介護、移動介護（身体介護を伴う場合）について、16年4月の長時間加算単価の見直しの際の激変緩和措置を廃止し、介護保険と同様に、1時間30分を超えた場合、30分ごとの単価を1,820円から830円に見直すこととした。
 - ② 知的障害者居宅介護支援費、児童居宅介護支援費について、行動援護類型を設けることとした。
 - ③ ショートステイ支援費については、施設訓練等支援費と同様の見直しを行った。

- 施設訓練等支援費については、

施設訓練等支援費は、実勢に応じて全ての基準単価を対前年度△1.7%引き下げることとした。

- ※ 今後、所要の省令、告示改正を行い、平成17年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしくお願いしたい。

平成17年度居宅生活支援費の基準(丙地単価)

① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分	1回
身体介護 家事援助 移動介護 乗降介助	2,310円 800円 ※1	4,020円 1,530円 ※1	5,840円 2,220円 ※1	830円 830円 ※1	1,000円

※1 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
日常生活支援 ※2			2,410円	900円

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満
行動援護 ※3	2,310円	4,020円	5,840円	7,340円

2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上 3.5時間未満	3.5時間以上 4時間未満	4時間以上 4.5時間未満	4.5時間以上
8,840円	10,340円	11,840円	13,340円	14,840円	16,340円

※3 行動援護は知的障害者居宅支援及び児童居宅支援のみ。